⑺【議決権の状況】⑯

①【発行済株式】　年　月　日現在

| 区　　分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | | ― | |
| 議決権制限株式（自己株式等） | | ― | |
| 議決権制限株式（その他） | | | |
| 完全議決権株式（自己株式等） | | ― | |
| 完全議決権株式（その他） | | | |
| 単元未満株式 | | ― | |
| 発行済株式総数 | | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | | ― |

②【自己株式等】　年　月　日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 計 | ― | | | | |

2【役員の状況】⑰

第４【経理の状況】⑱

1【四半期連結財務諸表】⑲

⑴【四半期連結貸借対照表】⑳

⑵【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】㉑

⑶【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】㉓

2【その他】㉔

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】㉛

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉜

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

平成　年　月　日　財務（支）局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（平成　年　月　日）までに、臨時報告書を平成　年　月　日に　財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㉝

第２【保証会社以外の会社の情報】㉞

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第３【指数等の情報】㉟

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｂ　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

ｃ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｅ　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第６号に規定する四半期累計期間をいう。

⑵　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

⑶　代表者の役職氏名

法第27条の30の５第１項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

⑷　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。